

## 氷室作太夫家住居の保存活用を進める会 設立趣意書

津島市片町二丁目に現存する津島市指定文化財氷室作太夫家住居は、江戸時代に津島神社の社家（神職家）と御師を務めていた氷室作太夫家の住宅と津島神社参詣人に饗応する施設を兼ねた建物です。敷地には、嘉永二（一八四九）年竣工の主屋、安政五（一八五八）年に建てられたと考えられる長屋、塀、塀重門、さらに、その後の建設とみられる薬医門があり、主屋の東西に庭が広がっています。津島には、かつて、このような「御師の家」が多数存在していたと考えられますが、明治時代になり社家制度と御師制度がなくなると、「御師の家」は減っていききました。そのような状況の中で、氷室作太夫家住居は、建物の主要部分は竣工時の姿を大きく変えることなく、維持されてきました。その後、一九八九年三月氷室家から津島市に建物と土地が寄付され、津島市は一九九〇年三月、主屋、長屋、門、塀と中庭（主屋西側の庭）を有形文化財に指定しました。さらに、一九九三年三月には『津島市指定有形文化財氷室作太夫家住居保存整備計画報告書』が作成されました。ここでは、主屋について「公開」「貸室」「收藏」という提案がなされましたが、実施されずに今日に至っています。この間、建物の老朽化が進み、特に主屋の雨漏りや屋根の一部破損、さらに、長屋東面の崩壊が進んでいます。

このような状況に鑑み、文化財保護は当然のこととして、歴史まちづくりの視点からの中心市街地の活性化をも勘案したうえで、保存活用計画を策定し、すぐに実施していく必要が生じています。しかし、建造物所有者・管理者の津島市にはそのような動きが見られないので、任意団体である津島の宝物ひろめ隊が、文化庁の示す『重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針』に基づき、二〇一八年九月から二〇一九年二月にかけて独自に『ここから始まる「御師の家物語」―津島市指定文化財氷室作太夫家住居保存活用計画』を作成し、二〇一九年三月、建物所有者である津島市に提出いたしました。

そこで、私たち呼びかけ人は、このような動きを受けて、「御師の家」として貴重な文化遺産である氷室作太夫家住居の保存活用、さらに、それを進めながら、歴史まちづくり、観光、学術・文化・芸術の振興という視点から、多数の遺産が存在して潜在的ポテンシャルの高い津島市の中心市街地の活性化を検討し、実行していくことを視野に入れて、「氷室作太夫家住居の保存活用を進める会」の設立を呼びかけます。

この趣旨に賛同いただける方は、別紙の入会申込書にご署名いただいた上で、七月七日開催の設立の会にてご提出いただくか、申込書記載の事務所あて郵送いただきますようお願い申し上げます。

二〇一九年五月一日

呼びかけ人

猪飼幸雄 伊藤 繁 伊藤嘉彦 集山一廣 西澤泰彦（代表） 星野広美 本多義忠

山川博幹 山口ゆずみ（順不同）